

平成 23 年度第 2 回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会会議録

日時：平成 23 年 9 月 22 日（木）18：30～20：30

会場：浦和コミュニティセンター第 15 集会室

出席：【委員】

荒井悦子、荒木利治、石川 均、石川 誠、市橋 秀夫、小原 茂、小林由起子、
塩野谷寛行、杉 尚明、大工原 潤、平 修久、田島理美子、轟 和宏、中野一恵、
堀越 栄子（敬称略五十音順）

【事務局】

市民活動支援室：伊藤幸子、島崎正彦

指定管理者：東一邦、徳永 緑、河野郁子

欠席：【委員】川池さえ子、須藤順子、細野廣吉

議長：平 修久 記録：徳永 緑

次第：

○委員交代について（説明：指定管理者）

○報告事項

（1）市民活動サポートセンター実施事業および事業の進捗について（説明：指定管理者）

○協議事項

（1）利用者意見の対応について（説明：指定管理者）

（2）利用者懇談会の協議内容について（説明：利用者懇談会部会長）

＊第 1 回（7 月 23 日開催） ＊第 2 回（9 月 19 日開催）

（3）「第一期のまとめと第二期の課題」について（説明：前期評価部会長）

（4）平成 23 年度の評価について（説明：評価部会長）

○その他

○今後のスケジュールについて

資料：

○事前配付：さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会委員名簿（2011. 8. 17 改訂版）

○事前配布：市民活動サポートセンターに関する受付意見

○事前配付：第一期のまとめと第二期の課題

○事前配付：さいたま市市民活動サポートセンターの評価方法について

○事前配付：月例業務報告書「平成 23 年 7 月」

○事前配付：2011 年 8 月に登録団体に発送した機関紙・チラシ一式

○事前配付第二期前期第 1 回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会会議録

○当日配付：月例業務報告書「平成 23 年 8 月」

○当日配付：利用者懇談会の開催内容・記録と経過報告一式

＊市民活動サポートセンター利用・運営方法に関する各種検討経過

＊第 1 回利用者懇談会記録・アンケートまとめ・開催案内

* 第 2 回利用者懇談会記録・アンケート様式・開催案内

* 市民パートナー制度モニタリングシート

* 市民パートナー制度・モニター募集要領

- 当日配付：平成 22 年度評価採点シート・評価のための資料
- 当日配付：第一期のまとめと第二期の課題添付施設利用統計表
- 当日配付：パソコンコーナー・利用申込書改訂版
- 当日配付：パソコンコーナーのインターネット利用期限について
- 当日配付：情報セキュリティかわら版 vol.19

開会にあたり、事前配付資料および当日資料の配付確認とともに、座長から次第により進行することが確認された。

●委員交代について

事務局の東より、さいたま市自治会連合会の役員交代に伴い前回出席の坂本和哉委員から小原茂委員に交代した旨紹介され、小原委員が就任のあいさつを述べた。

●報告事項

(1) 市民活動サポートセンター実施事業および事業の進捗について

事務局の徳永より、月例業務報告書および添付資料に基づき、7月から8月の開催事業について概要が報告された。

(報告)

- ・毎月の開催事業や進捗をサポートセンターの機能別に市役所に報告している。
- ・毎月実施している「サポセンライブ」は市民活動の入り口の機能を、「市民活動サロン」は活動の身近なテーマに触れて交流する交流・ネットワークの機能を、「セミナー」は市民活動に関する学習の機会提供の機能を参加者に提供し、毎回、関心を高め、相互に理解を深め、学ぶという成果を得ている。

交流・ネットワークの機能は、毎月の継続的な企画とともに、年 1 回の大規模イベントと年 2 回の中規模イベント企画で多様な活動団体が市民と交流する機会を提供している。本年度の中規模イベントの 1 つ目「夏の交流イベント」を 7 月 31 日に開催し、その報告書を資料として添付している。「支えあい安心して暮らせる社会をつくるため、多くの方が生活にボランティア活動を取り入れるきっかけを提供し、かつ、ボランティアのあり方を見直す機会とする」ことを開催目的として、2631 人の子どもを含む市民が来場し、96 の市民活動団体が提供する市民活動の体験・相談・販売・パフォーマンスなどのプログラムを楽しんだ。3.11 以降の被災地支援の取り組みを語りあう震災ボランティアサロンやボランティア講座などの企画も好評だった。参加者のアンケート、ボランティアのアンケート結果も添付しているので成果について参考にしていただきたい。

中規模イベントの 2 つ目の「秋の交流イベント」は「新しい公共」をテーマにさいたま市市民活動支援室との協働企画として準備中である。市民・企業・行政の「公共の担い手」としての役割や連携の可能性を考えるもので、それぞれのセクターに属する人による企画実行委員会を立ち上げ、11月4日のフォーラムと5日のトークセッションの中身を検討しているところである。ポスター・プログラムがまもなく完成する予定であり、運営協議会委員の皆さんにも参加と広報をお願いしたい。

大規模イベントの「春のフェスティバル」は8月に企画委員募集を始め、多くの応募があり、9月19日に第1回委員会が開催された。2012年3月3日と4日の開催に向けて企画を練り上げていくこととなる。

交流機能をひろげていくためにも情報発信機能の事業も重点を置いて取り組んでいる。サポートセンター機関紙の発行とともに、メールマガジンを月2回発行し、サポートセンター事業への関心が高まるよう定期的な発信を提供している。

詳しい事業内容については資料に詳細を記載しており、じっくり読んでいただきたい。
(以上事務局：徳永)

(質疑)

・なし

●協議事項

(1) 利用者意見の対応について

事務局の徳永より、資料「市民活動サポートセンターに関する受付意見」に基づき、利用者から寄せられる意見の内容と対応状況について概要が説明された。

(説明)

・資料に掲載されている意見は、利用者意見を聞くために各テーブルや印刷作業室・パソコンコーナーなどに設置している「利用者カード」への書き込み、窓口対応、電話対応、Webサイトからの投稿などで受け付けた意見から、サポートセンター運営上の「苦情」や「クレーム」などの対応課題があるもののみの記載で、市民活動支援の相談対応や好意的な意見は取り上げていない。週ごとに対応すべき課題を市民活動支援室と共有するため報告しているものである。

内容は、ラウンジの使い方、ラウンジや印刷機の予約の仕方、隣同志のテーブル利用者の騒音、印刷機の使い方などである。利用者カードの意見には、その場で対応できないが、窓口や電話の場合は、傾聴し理解を得られるよう説明しており、その対応を記録している。相手が納得しない場合などは対応課題として、利用者懇談会や運営協議会で検討し、対応の改善を図っている。一例として、13番の「パソコンの市民活動以外の目的の利用」に関する対応は、利用者懇談会の協議事項とし、その経過についてはのちほど協議する。

8月1日から実施した市民活動優先スペースの移動時には、多くの個人学習者から狭くな

ったという声が寄せられている。

平均して週当たり 4 件程度、多い時で 6 件～7 件の苦情や提案がある。現在、24 週までで、82 件記載しているので、ぜひ詳細を読んでいただきたい。(以上徳永)

(質疑)

- ・受付意見 4 番の「学生の話し声がうるさい。勉強しない学生の利用は規制できないのか」という意見に対して「職員の見回りを励行する」と対応しているが、大人の利用者自身が気づいたときに注意するよう勧め、利用市民と一緒に公共の場をつくる意識をもってもらうような対応も必要だと思う。(堀越委員)
- サポートセンターは市民とともに成長する施設であり、利用者相互に注意し合うよう勧める場合もある。サポートセンタースタッフも利用者同士の関係づくりを望んで対応している。(事務局：東)
- ・36 番の「チラシラックコーナーの移設によりチラシが減らない」という意見の対応として、ポスター掲示場所に同内容のチラシが置ける机を設置したのか。(中野委員)
- 移設後の利用については好評の声もあり、特にこの意見には窓口での説明以上の対応はしていない。現在、ポスターを掲示しているコーナーはチラシラック設置場所に移設の予定である。(事務局：徳永)
- 県庁の NPO 法人認証事務が市役所に移管することが本決まりになれば、来年度から市民活動支援室の事務スペースが拡大し、現在の指定管理者事務室は総合案内後ろに移動する予定である。その際に現在のポスター掲示コーナーには、メールボックスを配置することになっている。ポスター掲示板の移設も含めて、年明けに大移動を予定している。(事務局：東)
- ・丁寧に対応していると思う。5 件に 1 件はここまでやらずともいいのではという対応もある。(中野委員)
- ・そのほか、受付意見や対応内容についてご意見があれば事務局に問い合わせいただきたい。(平座長)

(2) 利用者懇談会(第 1 回：7 月 23 日 第 2 回：9 月 19 日)の協議内容について

利用者懇談会部会長の大工原委員より、資料に基づき第 1 回および第 2 回の協議内容について説明された。

●市民活動優先スペースの移動について

(説明)

- ・第 1 回、7 月 23 日の利用者懇談会は、2 つの懇談テーマがあり、まず、「市民活動優先スペース」の移動について意見を交換した。市民活動サポートセンターは、市民活動のために利用する施設であるが、中央ラウンジを「市民活動優先スペース」にしていたため、正面が学生の個人学習で占められるということになり、何のための施設かわからないと、利用者に誤解を生んでいる面があった。中央ラウンジは来館者にとって一番目につくの

で市民活動専用スペースにしたほうがよいのではないかという提案について意見交換した。中央ラウンジ近辺で行うことが多かった「ライブ」などのイベントの開催を「市民活動専用スペース」で行うには、音量の調整など開催方法に工夫が必要となることが考えられるが運用でカバーすること、「市民活動優先スペース」が若干狭くなるが席数を同数にしてカバーすることなどが協議され、試行的に移動してみて問題が生じるかどうかを見ることとした。先ほどの資料「受付意見」のなかには「移動がいい」という意見はないが、この意見は対応を要する苦情やクレームのみ集めているので、利用者の総合的な意見はよくわからない。市民活動の利用者から利用しにくいという意見はないので、現状でいいのではないかとも思うが、いずれにしても利用者懇談会では「試行」的にやってみて、その結果をふまえて考え直すということとしているので、現状をふまえて運営協議会でも議論をしてほしい。(大工原委員)

(質疑)

- ・移動に関する一連の利用者意見は「スペースが狭くなった」というものだが、本来、学習スペースではないことが理解されないまま、不当にあつかわれていると解釈している向きがある。(事務局：東)
- 席数は変わっていませんという表示をしたらどうか。(?)
- ・これまでのように広々とした中で勉強しているより、学生もこじんまりとやっているのでもいいのではないかと思う。(荒木委員)
- ・「受付意見」の意見は、何となく文句をいう程度のものではないかを感じる。若い人が今抱えているもっと大きな問題が背景にあるのかとも考えてみたが、そこまでの問題ととらえなくていい気がする。(杉委員)
- ・北ラウンジを使っていた市民活動団体の感想は何かないか、中央ラウンジスペースがいいという意見はないか。(平座長)
- 市民活動団体は自然に使っており、来館者からの見え方も改善され、移動の良い効果だという印象がある。(事務局：徳永)
- ・よくないという意見はないのでこのままでよいと思う。(田島委員)
- ・「受付意見」にある若者の高齢者なり済みし意見(事務局注：他の利用者カードの10代男性の筆跡と酷似している60代男性と表記したカードの意見、高齢者の立場で学習スペースをひろげることを望む意見として書かれているもの)などを含めて偏った「いやな話」ばかりが目についてしまうが、試行の効果を客観的に見るには「いい話」を聞くことも大事だと考える。今年度の評価の利用者アンケートに、優先エリアの移動の項目を入れ、利用者にアンケートをするなどの工夫をしてはどうか。(塩野谷委員)
- 以前の試みのように、webアンケートを利用することもできる。(平座長)
- スタッフが利用者にA5判くらいの利用者アンケートをとることもできるのではないか。(中野委員)

・いいか悪いかを把握するためにも他の意見を聞いたほうがよいと思う。(轟委員)

◎運営協議会の結論としては、なんらかの手段で変更後の全般的な意見を聞くこととする。
(平座長)

●パソコンコーナーの申込みおよび利用について

(説明)

・第1回目の2番目のテーマとして「パソコンコーナーの申込方法」について意見交換をおこなった。前回の運営協議会でも協議されたが、資料「受付意見」13番の対応で、利用申込時に「個人的な利用にも対応すべきだ」という要望に対し、市民活動サポートのためのパソコン利用登録について、公民館のパソコン設定の厳しい制限などと比較し、「公的な施設のあり方として納得がいかない」というものである。2009年の利用者懇談会を経た運営協議会で、市民活動利用の利便性を考慮し、掲示版利用、webメール利用など、自由度を高める方向でセキュリティ設定を低くし、利用者登録制により利用時間で誰が使ったかが特定されるように申込方法を変えた経緯がある。利用申込書に「市民活動」の定義がなかったため、市民活動推進条例とサポートセンターの設置目的を掘りどころに「公益性・自主性・非営利性」としてきたが、「市民の活動」と本人が申告すればすべてがOKか協議した。来館者の事前アンケート意見では「個人利用は制限すべき」とあり、市民活動には個人の利用は含まれていない。

協議では、「市民活動」の定義をわかりやすく示して試行することとしたが、本日の配布資料では、記入欄枠の上にならべて書かれている。この位置がいいかどうか見直したほうがいいかと思うし、この表現も一見してわかる人はいないように思う。また()書きの「さいたま市条例による」という使い方もおかしいと思うが、こういうふうに明示をすることである。また現在一度登録すれば更新はないが、登録を更新することを定めて、本人確認をそのたびに行うことも提案されている。

そのほか、ラウンジでのアイロンの使用の希望について協議され、危険性があるのでやめたほうがいいということになった。

Wi-Fi機器の電源使用など、サポートセンターの空間設備利用範囲については議論の余地を残している。(大工原委員)

・資料「受付意見」13番の利用者は75番でも指定管理者が対応しているので見ていただきたい。また、市民活動支援室も他のさいたま市公共施設設置のパソコン利用との違い等の問い合わせがあり何度も対応している。配布資料の「インターネットの利用制限について」と「情報セキュリティかわら版 vol.19」もご覧いただきたい。さいたま市役所では、市民活動サポートの効率的な運用やインターネットを使ったミーティングにも対応できるよう、インターネット利用で生じうるいたずら、犯罪、悪質な書き込みなどを防止し、市民の安全第一を考えるための利用制限の方法を考えてきた。市民の安全を考えた情報セキュリティについて何度も議論を重ね、安全のための制限を付加するか、市民活動優

先で制限を最低限にするかの平行線の論議が続き、フィルタリングソフトを導入しほかの公共施設と同様の厳しい制限をかけた試行期間を 1 カ月設け、アンケートのほか利用者懇談会でもテーマとして意見を聴いた。その上で市民活動団体はセンター利用時に Web メールを活用したり、下書き機能を活用したりという利用希望が複数あった。悪質な利用を抑制する必要から、IT 統括課と運用の方法を協議し、利用者登録と市民活動の利用を前提にセキュリティ条件を緩和することを決定して現在に至っている。具体的には「市民活動に関係のない利用はしないこと」を利用者本人が確認同意したうえで登録制度をとっている。

「誰でも利用できるようにする」とすると、前提が変わることになり、その場合はインターネットの利用条件を見直す必要がある。もういちど利用者懇談会をとおして利用者意見を聴取し、運営協議会で協議することとなる。また、パソコンは 4 台あり、一日平均 3 人から 4 人の利用統計であり、税金の無駄使いであるという指摘もあるが、市民活動目的を優先することを重視している以上、空いていてもやむを得ないと考える。(市民活動支援室：島崎)

(質疑)

- ・パソコンコーナーには 4 台あるが、1 台は Macintosh パソコンである。Mac を利用する人はあまりいないと思うので、実質 3 台の利用頻度をみたらどうか。また、市民活動支援室の話聞いて、大変御苦労されていることがわかった。利用者の確認や管理について公共でここまでいいにやっている例は聞いたことがない。パソコン利用に Web メールはあたりまえであり、使えないようでは意味がなく、その点でも素晴らしいと感じている。利用頻度を上げる方法について考えていきたい。(杉委員)
- パソコン利用の頻度が低いから必要ないとは言えないのが実情で、例えば、耳が悪い人たちは頻繁に使っており、パソコンによってコミュニケーションが可能となっている。たしかにたくさんの人が使っているわけではないが、使っている人には欠かせないものである。頻度が少ないからといって台数を減らしたら困る人がいる、減らすことは考えなくてもよいと考える。(事務局：東)
- ・公共施設でセキュリティ対策を講じ、犯罪を予防するのは当然であり、そのための利用制限は仕方がないと考える。県民活動センターは確かに利用者がなくながらで、パソコンも自由に利用できるが、子どももたまに利用しているくらいである。予防として、利用申込書に「個人的な利用は不可」と示してもよいのではないか。(轟委員)
- ・利用申込みのたびに同意の宣言をするのではなく、新規の登録時だけでよいのではないか。申し込むたびに同様の宣言をする必要があるとは思えない。市民活動の定義も登録申請用紙にあればなくてよいのではないか。番号記載があるが、番号を書くと同時に、更新期限を定めて、その期限を書いたほうがよいのではないか。毎回「市民活動か」と言われるのもうっとうしいのではないか。(塩

野谷委員)

→登録と毎回の利用と二重のフィルターになっているが、私は二重でもいいように思う。

(杉委員)

→登録申請と利用申込はあまり変わらない。(中野委員)

・誰でも何でも見られることの制限はなくてよいか。(大工原委員)

→事務室から利用者パソコンの画面は見えるよう配置しているため、抑止力はある程度働いている。(事務局：東)

→施設の管理責任としてその配慮は必要だと考えている。(市民活動支援室：島崎)

→匿名性が高いので犯罪に使われると困る。登録更新で厳しくする必要があると思う。(杉委員)

・これからの時代、何をやるか分からないような人、どんな人が出てくるかわからない。クレマーもたくさんいることは考えておいたほうがいい。(杉委員)

・利用者サイドからのサービスの継続の視点が重要で、利用者からすれば指定管理者は誰でも構わない。パソコン利用の期限については指定管理者が交代しても差し障りのないように配慮する必要がある。(塩野谷委員)

◎運営協議会の結論としては、現状の運営方法を踏襲し、いただいた意見を申込書に反映させ試行することとする。(平座長)

●サポートセンターの日々の活動への参加について

(説明)

・第2回利用者懇談会は、「サポートセンター運営を一緒にやってくれる人がほしい」というテーマである。これまでも「市民協力員」を募集しラブコールを送ってきたがほとんどふられてきた実態がある。なぜふられるのか、「市民協力員」という言葉がよくないのかというような協議があった。今年度、さいたま市役所行財政改革推進本部から、指定管理者のさいたま NPO センターが、「公共施設の管理・運営に市民パートナー制度を導入することについての調査研究」の委託を受け、別紙リストの市民活動サポートセンターが行う「イベント」「セミナー」「ライブ」の手伝い、情報紙の「おーぷん」の丁作業、掲示板の整理、ラックの補充、印刷作業など、一緒にできる人を募集することとした。

資料の「公募メニューリスト」を見ると、どうも「作業の手伝いを」という意向が先に立って見えるが、もっと活動する意義をアピールしたり、ノウハウの習得や達成感をもてることなどのお得感をアピールしていくことも必要だという意見もある。参加者を広げていくためには、「市民パートナー募集」の告知を、定期的に常に掲示しておくこと大事だという意見もあった。「パートナー」と呼んでいるが、今年度は「モニター」として感想を聞く形になっている。この「パートナー制度企画委員会」は、事業委託元の行財政改革推進本部と事業受託をした指定管理者のさいたま NPO センターの東センター長

とスタッフの関根さんに、運営委員の中野さんと大工原とで進めていく。委員の皆さんもぜひ「モニター」に応募して、経験談を踏まえて活用・展開方法について教えていただきたい。(大工原委員)

(質疑)

・パートナー推進のために市民参画のしくみをつくる試みであるが、意見ををお願いしたい。

(平座長)

・昨日「あつまれおやこ」のイベントに、杉尚明委員がモニター第 1 号として参加した。モニタリングシートにも意見を書いてくださっている。また、本日はモニター第 2 号としてチラシ講座に大工原潤さんが手伝いに来られ、具体的に動きが始まっている。(事務局：東)

・整理したほうがよい面があるが、まずは市役所の提案をうけてやってみましょうということである。人材不足でニーズがあるところに、モニターとして入ってもらうことを考えている。(中野委員)

・市民活動サポートセンターの運営については、基本的に指定管理者だけでなく利用者と一緒にやっていきたいという理念がベースにある。(事務局：東)

・制度化することにより、善意の協力者を排除する、ボランティア（自発的）な「手伝いたい気持ち」を削いでしまう危険があることを考えておくべきだと思う。(中野委員)

・委託元が行財政改革推進本部というコストカットの担当部署なので、経費節減の面だけにならないように注意することも念頭に置いておきたい。(平座長)

→この事業は、さいたま NPO センターにオファーがあり、市民活動サポートセンターのほかに公民館 2 館をモデルケースに実施予定である。次年度は公民館全館で導入し、利用者とともに運営していくための調査研究の事業ということである。(事務局：東)

→大もとを考えて、別の方向にいかないように注意すべきである。(平座長)

→運営協議会の皆さんにもぜひモニターになっていただいて、公共施設運営の中身を体験していただきたい。(中野委員)

・昨日の「あつまれおやこ」は 11 時からの予定で、台風で中止になるのではと思ったが、来てみたら 12~13 人の参加者があり、市民活動の素晴らしさを感じた。委員の皆さんにも時間のある限り、顔を出すことを勧めたい。(杉委員)

・「あつまれおやこ」は、「音のない絵本の会」の上演のあと、「らっこの会」による子育て相談会があり、スタッフだけで 15 名もいた。参加していいことはほかのグループとの協働ができることである。(事務局：東)

・市民が参加するには非常にいい内容なので、平さんもぜひ参加してほしい。(中野委員)

・「生きがい応援隊」に所属して学童保育のサポートを行っている。活躍する地域はどこかという活動ニーズとともに、これをぜひというのを決めてもらうとやりやすい。自分にスキルがなくてもできることがあり、登録しておいて、都合に応じて参加できるときに

参加するという仕組みは参加しやすい。また、モニタリングシートの質問は、「作業はどうですか」ではなく、限定した仕事の中でも広がりのあるやりやすさを問う質問に工夫したらどうか。登録の人数が増えれば増えるほど、エリアも広がっていくし、やりやすさにもつながっていく。(塩野谷委員)

◎やり方の工夫をしていただきたい。(平座長)

(3) 「第一期のまとめと第二期の課題」について

指定管理第一期の評価部会長であった塩野谷委員より、資料にもとづき、第一期のまとめと第二期の課題について説明された。

(説明)

・資料は、昨年までの運営をまとめたもの。平成21年3月にまとめた「サポートセンターのこれまでとこれから」は次期指定管理者の選定に活かせるようにまとめたものである。第一期終了時の運営協議会が震災で中止になり集まらず、前期評価部会のメンバーで、メールでやりとりをしながら作成・修正し、前期運営協議会のまとめとして完成させた。第二期の課題を8ページに記載しているが、提案の反映として、「業務の増加に伴う指定管理料の増額」「任期を5年とすること」「引き継ぎ期間の設定」「選定時のプレゼンテーションの実施」などを、仕様書に反映させることができた。

「第二期のサポートセンターの充実」「機能の拡充」「協働の推進」を項目として掲げているが、組織ができる前の段階から協力しながら推進を図ってきたことが信頼関係を築き、今後の運営に反映されていくことも総括としてあげている。その意味では運営協議会自体の役割も重要である。指定管理者と行政の意見が異なる場合は、中立的な協議の場で議論し、意見のすり合わせを行うことができた。

協働管理運営は、市民にとっても行政にとっても挑戦と試行錯誤の繰り返しであり、発想が違うなかで違いを認めつつ、さらに発展するための連携や各部署に対する継続的な働きかけが可能となってきた。

「運営協議会自体の立場」「市民の役割」を振り返り展望することが第二期の課題につながっていると考える。(評価部会長：塩野谷委員)

→前期のことで協議の対象にはならないが質問があればうかがいたい。(平座長)

(意見なし)

(4) 平成23年度の評価について

今期の評価部会長の塩野谷委員より、資料「評価方法について」に基づき、評価方法が説明された。

(説明)

・評価は毎年度行うこととしている。年度終わりの評価が本来であるが、12月までにまとめる方向にしており、その理由として、指定管理者が行う翌年度の予算編成に間に合わせたいことがあげられる。

これから10～12月で評価基礎資料としてサポートセンターの管理運営に関する資料等を作成する予定である。資料については裏面にまとめているが、22年度は視察対応者へのアンケートも含めて評価材料としたが、本年度は3つでまとめる予定である。利用者アンケートは、利用しない人にも送っている。スケジュールについても資料に明記しているので確認いただきたい。

もう一点理解しておいていただきたいことがある。第二期の指定管理期間は5年であるが、実際には第三期の指定は前の年の5年目が、指定管理者選定の年で、次の指定管理者への要望につなぐ。4年目のまとめは仕様書に反映させるものという方向性でいきたい。もちろん毎年変えることも可能であるが、定点観測を通し、細かくは違いがあっても流れは変えない方針でいきたい。(塩野谷委員)

- ・基礎資料は事務局が作成し、委員の皆さんに具体的にやっていただくのは「評価採点シート」1枚である。また、委員によって評価が異なる場合は、協議を行う。(平座長)
- ・評価といっても、それぞれの方の見方が違って当たり前として、平均点を算定し、意見をつける。こればかりはやってみなければわからない。イメージで結構だと割り切らなければ参加できない。イメージできるように日頃からサポートセンターの事業に関心をもっておいいただきたい。(塩野谷委員)

(質疑)

- ・資料を読むだけで大変であり、分析するのは難しい。資料を参考にするのはいいが、サポートセンターの生の姿を見て体験していただきたい。体験すると見当が付きやすくイメージ力もできるというのが、体験者からの話である。(荒木委員)
- ・体験参加といえば、今日はチラシ講座に参加するのに宮原まで自転車でいくのはつらかったが、出前講座の反響についてコミュニティセンターに意見を聞くこともできると思う。地域にこられて迷惑かどうか、現場で困ったことがあるかどうかも含めて、機会を設けてやってみるのも、業務評価の対象になるのではないか。(大工原委員)
- ・評価採点の仕方であるが、大項目をそれぞれに採点するのか、それは難しいので、中項目を5段階評価するか、丸をつける、または下の項目を点数で評価するか、◎か○か△か、というやり方などができると思う。(轟委員)
- ・ご意見のとおり、小項目で採点後に平均を出すやり方で私はやってきた。(大工原委員)
- ・この項目は、抜粋であり、一部であり、すべて出し切れない状態である。それぞれの方のやり方で構わないと考える。基本理念の作り方を基本にしないと、現状を変えるわけにはいかない状況の中では市役所と協議のやり直しが必要となる。無難な方向を考えるために20点満点としている。10点満点では7～9点に収縮してしまいがちである。(塩野谷委員)
- ・比較ができるように、第二期の課題が評価シートに反映されたほうが、最終的な評価の際に、ここをもっとというウエイトづけが明確になる。(中野委員)

→限られた時間の中での評価を考えると難しいと思う。(塩野谷委員)

・応募の際の計画書との照合は必要ではないのか。(中野委員)

→指定管理者は年度予算、年度計画に対しての事業報告を毎年度作成しており、運営協議会の評価と指定管理者自身が比較表で判断できる部分とは切り分けていいと考える。また、評価といているが、自己評価が大事、自己評価ができていれば、それでアクションがまわっていく。運営協議会はあくまでもそのチェック機能の場と考えてよいと思う。(塩野谷委員)

◎本年度の評価の付随する部分は定性的な評価に含めて行うこととする。(平座長)

●その他

・特になし

●今後のスケジュールについて

・第3回運営協議会を12月13日(火)18:30~20:30までこの会場で行うこととする。(平座長)

以上